

グループ指定の組み合わせについて

昨年8月改定の指定要件においても、都道府県がん診療連携協議会の役割の一つとして、「都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること」があり、そのために、「地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。」が求められている。

1. 新指針に基づく、新たなグループ指定の組み合わせ
黒部市民病院と富山県立中央病院
2. 主な連携内容
 - (1) 手術療法、放射線治療、薬物療法の提供における連携協力
 - ・放射線治療を受ける患者の紹介など、両院が連携をとりながら診療を実施
 - ・内視鏡手術支援ロボットの手術を指導する医師を黒部市民病院に派遣
 - ・がん遺伝子パネル検査を県立中央病院において実施
 - ・両院の医療スタッフが双方で手術見学を実施 など
 - (2) 標準的な薬物療法を提供するためのレジメン審査等における支援
 - ・レジメン（がんの薬物療法を安全に行うために薬の種類や量、方法等を時系列で示した治療計画書）の審査や情報交換 など
 - (3) 確実な連携体制を確保するための定期的な合同カンファレンスの開催
 - ・県立中央病院が実施するオープンキャンサーボードを黒部市民病院スタッフが参加するかたちで開催 など
 - (4) 連携協力により相談支援や緩和ケアを充実させる体制
 - ・黒部市民病院が主催する緩和ケア研修会に、県立中央病院から講師を派遣
 - ・緩和ケアにおける事例検討会の相互案内 など
 - (5) 県立中央病院ホームページなどに、連携内容、連携実績等について広報周知
3. その他
グループ指定が決定された後は、県が国に推薦書を提出し、国において「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会が開催されて指定となった際は、令和6年4月1日より3年間指定される。

健発 0801 第 16 号
令和 4 年 8 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

がん診療連携拠点病院等の整備について

本文；省略

別添

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針
(グループ指定の関連する部分の抜粋)

略語；省略

I がん診療連携拠点病院等の指定について

1 (省略)

2 都道府県は、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、都道府県拠点病院を 1 カ所、都道府県が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 に基づく医療計画にて定めるがん医療圏毎にがん診療連携拠点病院を 1 カ所、それぞれ整備するものとする。ただし、都道府県拠点病院及び地域拠点病院にあつては、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、指定の検討会の意見を踏まえ、複数整備することも可能とする。また、がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に当該都道府県のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定（以下「グループ指定」という。）した、地域がん診療病院を 1 カ所整備できるものとする。また、特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する特定領域拠点病院を整備できるものとする。

3 都道府県の全ての拠点病院等は、協働して都道府県協議会を設置し、都道府県拠点病院は中心的な役割を担うとともに、他の拠点病院等は都道府県協議会の運営に主体的に参画すること。また、拠点病院等の他、地域におけるがん医療を担う者、行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求めること。

〈都道府県協議会の主な役割〉

(1) (省略)

(2) 都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

① (省略)

② 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。

③～⑪ (省略)

4～8 (省略)

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

1～7 (省略)

8 グループ指定

地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、以下の体制を整備すること等によりグループ指定を受ける地域がん診療病院と協働して当該地域におけるがん診療等の提供体制を確保すること。

(1) 連携協力により手術療法、放射線療法、薬物療法を提供する体制

(2) 標準的な薬物療法を提供するためのレジメンの審査等における支援

(3) 確実な連携体制を確保するための定期的な合同カンファレンスの開催

(4) 連携協力により相談支援や緩和ケアを充実させる体制

(5) 診療機能確保のための支援等に関する人材交流の計画策定及び実行

(6) 診療機能確保のための診療情報の共有体制

(7) 病院ホームページ、パンフレット等による連携先の地域がん診療病院名やその連携内容、連携実績等についてのわかりやすい広報

III 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について

(省略)

IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

(省略)

V 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件について

(省略)

VI 地域がん診療病院の指定要件について

1 都道府県協議会における役割

(省略)

2 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

- ア 我が国に多いがんを中心として、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携して集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。
- イ 確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。
- ウ 医師からの診断結果、病状の説明時や治療方針の決定時には、以下の体制を整備すること。
 - i 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。
 - ii 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。
 - iii 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。
- エ 診療機能確保のための支援等に関し、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との人材交流計画を策定・実行すること。特に、集学的治療等を提供することが困難な場合における専門的な知識及び技能を有する医師等の定期的な派遣の依頼、専門外来の設置等に努めること。

オ～キ（省略）

② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項

集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、適宜グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により特に以下に対応すること。

- ア 我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困難であるものについてはグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により提供できる体制を整備すること。
- イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより術中迅速病理診断を提供できる体制を整備すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。
- ウ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業（J A N I S）へ登録していることが望ましい。
- エ 設備や人材配置の点から放射線治療の提供が困難である場合には、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより放射線治療を提供できる体制を整備すること。

オ～キ（省略）

クグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、薬物療法のレジメンを審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。

③～⑥（省略）

(2) 診療従事者（省略）

(3) その他の環境整備等

必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、II の2の

(3) に定める要件を満たすこと。

3 診療実績（省略）

4 人材育成等

必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、Ⅱの4に定める要件を満たすこと。

5 相談支援及び情報の収集提供

(1) がん相談支援センター

がん相談支援センターを設置し、①、②の体制を確保した上で、グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担によりⅡの5の(1)の③から⑧に規定する相談支援業務を行うこと。

① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修(1)、(2)を、もう1名は基礎研修(1)から(3)を修了していること。

② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。

(2) 院内がん登録（省略）

(3) 情報提供・普及啓発（省略）

6 臨床研究及び調査研究（省略）

7 医療の質の改善の取組及び安全管理（省略）

VII 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

1 既に拠点病院等の指定を受けている医療機関の取扱いについて（省略）

2 指定の推薦手続等について（省略）

3 指定の有効期間内における手続きについて

(1) 指定の有効期間において指定要件を満たすことのできない状況が発生した拠点病院等は、文書にて迅速に都道府県を通じてその旨について厚生労働大臣に届け出ること。地域がん診療病院においてグループ指定の組み合わせが変更される場合においても同様に厚生労働大臣に届け出ること。

(2)～(7)（省略）

4～6（省略）